

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等（法第139条）

県〈各対策班〉は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、職員等の安全の確保に配慮した上で可能な限り速やかに、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

そのため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努める。

(2) 通信機器の応急の復旧

県〈総括対策班、情報通信対策班〉は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 国に対する支援要請（法第140条）

知事〈総括対策班〉は、応急の復旧のための措置を実施する際に、必要があると認める場合には、国に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧等

(1) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧等（法第139条）

県〈産業労働対策班〉は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、県が管

理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

そのため、武力攻撃災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の把握及び緊急時の供給について、あらかじめ具体的な検討を行う。また、施設の応急の復旧に関して、あらかじめ、事業者間の広域応援体制の整備に努める。

(2) 市町及び指定地方公共機関に対する支援（法第140条）

県〈**総括対策班、組織支援対策班**〉は、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である市町及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長〈**総括対策班、地域交流対策班**〉及び県警察本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の輸送及び緊急物資の輸送を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧（法第139条）

県〈**県土整備対策班、地域交流対策班**〉は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設、空港施設、鉄道施設等及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の輸送等の輸送路を確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 国における所要の法制の整備等（法第141条）

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県〈各対策班〉は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

(2) 県が管理する施設及び設備の復旧（法第141条）

県〈各対策班〉は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

県が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法（法第168条）

県〈総括対策班、組織支援対策班〉は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

県が支弁した国民保護措置の実施に要した費用で、次に掲げるものは、国が負担する。

ア 次に掲げる費用のうち法第164条から法第167条まで（法第165条第2項及び前条第2項を除く。第3項において同じ。）の規定により県が支弁したもので政令で定めるもの。

(7) 「住民の避難に関する措置」に要する費用（法第44条～第73条）

(4) 「避難住民等の救援に関する措置」に要する費用（法第74条～第96条）

(5) 「武力攻撃災害への対処に関する措置」に要する費用（法第97条～第128条）

(イ) 法第159条から法第161条までに規定する損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する費用（県に故意又は重大な過失がある場合を除く。）

イ 法第42条第1項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が知事と共同して行う訓練に係る費用で法第164条の規定により県が支弁したもので、施行令第51条で定めるものを除くもの。

ただし、県の職員の給料及び扶養手当その他政令で定める手当、県の管理及び行政事務の執行に要する費用で政令で定めるもの並びに県が施設の管理者として行う事務に要する費用のうち施行令第48条から第50条に定めるものについては、県が負担する。

(2) 関係書類の保管

県〈各対策班〉は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用を支出した場合には、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償（法第159条第1項）

県〈各対策班〉は、法に基づく次の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

- ア 法第81条第2項に基づく特定物資^{*}の収用
- イ 法第81条第3項に基づく保管命令
- ウ 法第82条に基づく土地等の使用
- エ 法第113条第3項（同条第1項に係る部分に限る。）に基づく土地建物等の一時使用、土石物件等の使用、又は収用
- オ 法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段（同条第3項又は第4項において準用する場合を含む。）に基づく通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置に係る車両その他の物件の破損

【用語解説】

特定物資… 救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資に限る）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの

(2) 実費弁償（法第159条第2項）

県〈健康福祉対策班〉は、次の場合により、医療を行った医療関係者に対して、施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

- ア 法第85条第1項の規定による医療の実施の要請に応じ医療を行った場合
- イ 法第85条第2項の規定による医療を行うべきことの指示に従って医療を行った場合

【施行令第18条に定める医療関係者】

- | | | | |
|------------|------------|-----------|-------------|
| (ア) 医師 | (イ) 歯科医師 | (ウ) 薬剤師 | (エ) 保健師 |
| (オ) 助産師 | (カ) 看護師 | (キ) 准看護師 | (ク) 診療放射線技師 |
| (ケ) 臨床検査技師 | (コ) 臨床工学技士 | (サ) 救急救命士 | (シ) 歯科衛生士 |

(3) 損害補償（法第160条）

県〈各対策班〉は、法に基づき国民保護措置の実施について、次に掲げる要請を行い、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡・負傷・疾病又は障害の状態となったときは、施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

- ア 法第70条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による避難住民誘導への協力要請
- イ 法第80条第1項の規定による救援への協力要請
- ウ 法第115条第1項の規定による消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力要請
- エ 法第123条第1項の規定による保健衛生の確保への協力要請
- オ 法第85条第1項の規定による要請、又は同条第2項の規定による指示

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法第161条第2項）

県〈総括対策班、組織支援対策班〉は、国民保護措置の実施に関し次に挙げる総合調整又は指示の結果、当該市町又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に従って、損失の補てんを行う。

- (1) 第29条第1項の規定により県対策本部長が関係市町、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関に対して行った総合調整
- (2) 第67条第2項（第69条第2項において準用する場合を含む。）の規定により知事が避難住民の誘導及び復帰について市町長へ行った指示
- (3) 第73条第2項（第79条第2項において準用する場合を含む。）の規定により知事が避難住民及び緊急物資の輸送の実施について指定地方公共機関へ行った指示

ただし、当該市町又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。

損失補てんは、武力攻撃災害により市町又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に生じた、次に挙げる損失について行う。

- (1) 市町、指定公共機関、指定地方公共機関が、県対策本部長〈総括対策班〉が行う総合調整に基づく措置に従事させたその職員又は当該措置の用に供したその財産
- (2) 市町が、知事〈総括対策班、組織支援対策班〉の指示に基づき実施する避難住民の誘導及び復帰の措置に従事させたその職員又は当該措置の用に供したその財産
- (3) 指定地方公共機関が、知事〈総括対策班、県民環境対策班、健康福祉対策班、産業労働対策班、地域交流対策班〉の指示に基づき実施する避難住民及び緊急物資の輸送に係る措置に従事させたその職員又は当該措置の用に供したその財産

損失補てんの手続きは、次のとおりとする。

- (1) 市町又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、その職員又はその財産が武力攻撃災害を受け、損失を生じた場合、県対策本部長（法第30条の規定により県対策本部が廃止された後にあっては、知事。次項において同じ。） **〈総括対策班〉**に当該武力攻撃災害の状況を通知する。
- (2) 県対策本部長は、通知を受けた場合において、損失を補てんすることが相当と認めるときは、所要の調整その他の必要な措置を講ずる。

4 市町が国民保護措置に要した費用の支弁等

(1) 国に対する負担金の請求等

市町が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定める。

ア 国に対する負担金の請求方法（法第168条）

市町は、国民保護措置の実施に要した費用で市町が支弁したものについては、法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

市町が支弁した国民保護措置の実施に要した費用で、次に掲げるものは、国が負担する。

- (7) 次に掲げる費用のうち法第164条から法第167条まで（法第165条第2項及び前条第2項を除く。第3項において同じ。）の規定により市町が支弁したもので施行令第47条で定めるもの。
 - a 「住民の避難に関する措置」に要する費用（法第44条～第73条）
 - b 「避難住民等の救援に関する措置」に要する費用（法第74条～第96条）
 - c 「武力攻撃災害への対処に関する措置」に要する費用（法第97条～第128条）
 - d 法第159条から法第161条までに規定する損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する費用（市町に故意又は重大な過失がある場合を除く。）
- (4) 法第42条第1項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が市町長と共同して行う訓練に係る費用で法第164条の規定により市町が支弁したもので、施行令第51条で定めるものを除くもの。

ただし、市町の職員の給料及び扶養手当その他政令で定める手当、市町の管理及び行政事務の執行に要する費用で政令で定めるもの並びに市町が施設の管理者として行う事務に要する費用のうち施行令第48条から第50条に定めるものについては、当該市町が負担する。

イ 関係書類の保管

市町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用を支出した場合には、その支出額を証明する書類等を保管する。

(2) 損失補償及び損害補償

法に基づき市町が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定める。

ア 損失補償（法第159条第1項）

市町は、法に基づく次の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

- (7) 法第113条第1項に基づく土地建物等の一時使用、土石物件等の使用又は収用
- (4) 法第113条第5項（同条第1項に係る部分に限る。）において準用する災害対策基本法第64条第7項若しくは第8項に基づく土地建物等の一時使用、土石物件等の使用又は収用

イ 損害補償（法第160条）

市町は、法に基づき国民保護措置の実施について以下に掲げる要請を行い、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡・負傷・疾病又は障害の状態となったときは、施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

- (7) 法第70条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による避難住民誘導への協力要請
- (4) 法第115条第1項の規定による消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力要請
- (5) 法第123条第1項の規定による保健衛生の確保への協力要請